

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

森町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

静岡県森町長

## 公表日

令和7年5月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童手当等受給資格の管理事務            ②各種届出や請求の受理・審査事務            ③現況届の受付・審査事務            ④児童手当等受給資格者への支給に関する事務            ⑤児童手当等受給者台帳の照会</p> <p>申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。            なお、申請、届出等に対する通知は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。</p>
③システムの名称	1児童手当システム 2団体内統合宛名システム 3中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当給付ファイル 申請管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表の81項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[    実施する    ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、141、161項</li> </ul> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106、107項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号437-0293 森町役場 総務課 行政係 静岡県周智郡森町森2101番地の1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号437-0215 静岡県周智郡森町森50番地の1 森町役場 健康こども課 こども家庭係
9. 規則第9条第2項の適用	
[    ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を取り扱う際には、人為的ミスが発生するリスクに対し、以下の対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類は、審査時にマスキングを実施し、複数人で確認している。 ・破棄書類に特定個人情報等が記されていないか、ダブルチェックを行う。 その他、人手が介入する局面ごとに複数人での確認を行うようにしている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を取り扱うシステムにはアクセス制限を行っており、担当に応じて最小限の操作権限を付与することとしている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I-5②	課長 村松富夫	保健福祉課長 村松 成弘	事後	
平成29年7月28日	II-1 いつ時点の係数か	平成27年10月30日	平成29年5月31日	事後	
平成29年7月28日	II-2 いつ時点の係数か	平成27年10月30日	平成29年5月31日	事後	
平成30年5月29日	II-1 いつ時点の係数か	平成29年7月28日	平成30年4月1日	事後	
平成30年5月29日	II-2 いつ時点の係数か	平成29年7月28日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月21日	I-5②	保健福祉課長 村松 成弘	保健福祉課長	事後	
令和1年6月21日	II-1 いつ時点の係数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月21日	II-2 いつ時点の係数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月21日	VIリスク対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和2年6月5日	I-4②	(情報提供の根拠) (別表第二における情報提供者)が「市町村	(情報提供の根拠) (別表第二における情報提供者)が「市町村	事後	
令和2年6月5日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年10月6日	I-3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和4年10月6日	I-4②	保健福祉課	健康こども課	事後	
令和4年10月6日	I-5①	保健福祉課長	健康こども課長	事後	
令和4年10月6日	I-5②	保健福祉課長	健康こども課長	事後	
令和4年10月6日	I-8	森町役場 保健福祉課 厚生係 静岡県周智郡森町森50番地の1	静岡県周智郡森町森50番地の1 森町役場 健康こども課 こども家庭係	事後	
令和4年10月6日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年10月6日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月24日	I-1②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。	特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。	事前	
令和5年3月24日	I-1③システムの名称	1児童手当システム 2団体内統合宛名システム	1児童手当システム 2団体内統合宛名システム	事前	
令和5年3月24日	2 特定個人情報ファイル名	児童手当給付ファイル	児童手当給付ファイル 申請管理システムファイル	事前	
令和5年3月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年11月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月26日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月26日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の56項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表の81項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	
令和7年5月2日	I-4 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠) (別表第二における情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26.30.87.106の項) (情報照会の根拠) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特別給付(同法附則第二条第一に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74.75の項)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 42、125、141、161項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 106、107項	事後	
令和7年5月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	II-2 いつ時点の係数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	VI-8 入手を介在させる作業	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和7年5月2日	VI-11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加